

## 我孫子市下水道条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市下水道条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第12条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設置しなければならない。 (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、 <u>同条第4項</u> に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)から(6)まで 略 (使用料の算定方法)	第12条の3 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設置しなければならない。 (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、 <u>同条第3項</u> に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。 (2)から(6)まで 略 (使用料の算定方法)
第16条 略 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い	第16条 略 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い

<p>公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、<u>規則で定めるところにより</u>、毎使用月、<u>その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を</u>、その使用月の<u>末日</u>から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。<u>この場合においては</u>、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案して<u>その使用者</u>の排除した汚水の量を認定するものとする。</p>	<p>公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月の<u>終日</u>から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。<u>この場合において</u>前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案して、<u>その使用者</u>の排除した汚水の量を認定するものとする。</p>
<p>3 略 (行為の許可)</p> <p>第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、<u>規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない</u>。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>3 略 (行為の許可)</p> <p>第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、市長に<u>申請し、許可を受けなければならぬ</u>。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p>
<p>(占用)</p> <p>第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、<u>規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない</u>。ただし、占用物件の設置について、法第24条第1項の</p>	<p>(占用)</p> <p>第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下<u>この条において</u>「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、<u>占用許可願</u>を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について、法第24条第1項の</p>

許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可があつたものとみなす。

2 市長は、前項の許可を受けた者から占用料を徴収することができる。

3 前項の占用料の額は、我孫子市道路占用料条例（昭和50年条例第10号）  
第2条又は我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）第3条第1項の規定を準用して得た額とする。

（原状回復）

第24条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長において認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（使用料等の減免）

第26条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、占用料又は手数

を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

（原状回復）

第24条 前条の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長において認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（使用料等の減免）

第26条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、占用料又は手数

<p>料を<u>減額</u>し、又は免除することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)から(9)まで 略</p> <p>(10) 第8条、第20条又は<u>第23条第1項</u>の規定による<u>申請書</u>、第11条、第12条の4、第12条の5又は第13条の規定による<u>届出書</u>、第16条第2項第3号の規定による<u>申告書</u>又は第17条の規定による資料の提出で虚偽の行為をした者</p>	<p>料を<u>減免</u>することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)から(9)まで 略</p> <p>(10) 第8条、第20条又は<u>第23条</u>の規定による<u>申請</u>、第11条、第12条の4、第12条の5又は第13条の規定による<u>届出</u>、第16条第2項第3号の規定による<u>申告</u>又は第17条の規定による資料の提出で虚偽の行為をした者</p>
--	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。